○吉川沙織君　民進党の吉川沙織でございます。

本日は、国会所管の決算も含まれているということでございますので、私は、国会所管の決算ということに焦点を当てて質疑をしたいと思います。

平成二十六年度国会所管歳出決算報告書を見ますと、議案類印刷費に関して額が計上されています。この議案類印刷費に関してはどのようなものがこれに含まれているのか、まず参議院と衆議院それぞれに伺います。

○事務総長（中村剛君）　お答えいたします。

御質問の議案類印刷費の主な支出項目ということだと思いますけれども、委員会会議録、予算書、決算書、公報、法案類、それから質問主意書、答弁書などでございます。

以上です。

○衆議院事務総長（向大野新治君）　お答えさせていただきます。

今、中村参議院事務総長からお話がありましたように、衆議院も全く同じでございまして、委員会議録、本会議録といった会議録類や、法律案、予算書、決算書、請願等の議案類のほか、公報、

官報、質問主意書、答弁書などでございます。

○吉川沙織君　今それぞれ、委員会の会議録、それから主意書、法律案、公報等という答弁でございました。

　衆議院におきましては、議院運営委員会の庶務小委員会が行われた際にはその会議録が公表されています。直近のものを見ますと、平成二十七年八月二十六日、衆議院議院運営委員会庶務小委員会で事務総長は、「七番目は議案類印刷費でございます。これは、委員会議録、法律案及び公報等の印刷購入に必要な経費でございます。」とおっしゃっていますので、今、それぞれ衆議院、参議院でこの項目に何が含まれているかということを確認をさせていただきました。

　そこで、この決算書、改めて平成二十六年度国会所管歳出決算報告書の議案類印刷費の項目の支出済歳出額を見てみますと、衆議院で約五億八千五百万円、参議院で約四億四千五百万円にも上っていますが、これらの印刷物のうち、議員に配付されているものの総額はどの程度になるか、参議院、衆議院それぞれに伺います。

○事務総長（中村剛君）　お答えいたします。

　議案類印刷費のうち先生方にお配りした会議録や公報等に関する費用の総額は、平成二十六年度実績で約一億四千万円でございます。

　以上です。

○衆議院事務総長（向大野新治君）　お答えさせていただきます。

　衆議院の場合は、約三億円ということでございます。

○吉川沙織君　この議案類印刷費に係る支出済歳出額のうち、各議員事務所に配付されているものの総額は、参議院においては約一億四千万円、衆議院においては約三億円に上るということでございました。

　衆議院議員は、平成二十六年度決算ということでございましたら、ほぼ四百八十人いた頃でございますので、三億円を四百八十人で割りますと、一人当たり配付物に係るものが約六十二万円、参議院議員は二百四十二名でございますので、一億四千万を一人当たりに直しますと約五十八万円、印刷したものを配付するのに費用が掛かっているという、こういうことでございます。

　参議院規則見てみますと、参議院規則の中に「印刷して各議員に配付する。」と書かれている条文は、第二十四条、第二十七条、第五十八条、第七十二条の四、第八十条の四、第八十条の六、第百二十五条、第百五十三条、第百六十条、第百六十五条、第二百二条に書いてあります。この参議院規則というものが定められたのは、第一回国会、昭和二十二年六月二十八日のことでございます。今申し上げた条文の中で昭和二十二年の制定当時になかったのは、調査会に係る項目で、第八十条の四と第八十条の六の項目です。

　このときは確かに印刷して配付するということが大事だったかもしれませんし、大きな意味を、今ももちろん持っている側面はありますけれども、あったかもしれません。でも、今、時代背景も財政環境も大きく異なっています。我が参議院においても、各議員に年間配付物で約五十八万、総額一億四千万掛かっている、このことについてはいま一度見直してもいいのではないかという時期に来ているかと思います。

　ただ、参議院先例録一六三、「議案は、その提出文、送付文又は回付文とともに印刷に付する」とあるように、議案等の印刷、また配付は重要なことですが、全てに関してそうあるべきかということに関しては、決算の観点からももう一回見てもいいのではないかと思います。

　ここからまた少し違う観点で伺いたいと思います。

　議案類印刷費に含まれる、今、衆議院事務総長からも参議院事務総長からも、議案類印刷費によって発行される印刷物の中に会議録が含まれる、こういう御答弁でございました。この会議録に関しましては、日本国憲法第五十七条にも規定されるように重要なものであると考えておりますが、参議院、衆議院、それぞれから改めて答弁をいた

だきたいと思います。

○事務総長（中村剛君）　お答えいたします。

委員会会議録にいたしましても本会議会議録にいたしましても、この会議体が生み出す大切な宝物だと思っております。会議の議題、発言、採決の内容それぞれが全て記載されていて、現在また将来にわたって参照され続ける大変重要な書類だと思っております。

以上です。

○衆議院事務総長（向大野新治君）　今おっしゃいました憲法五十七条の二項の規定が保存、公表、頒布を義務付けていますのは、基本的には、その趣旨は、議院の会議の内容を国民の前に明らかにする、それから議院の活動を国民の監視下に置くということでございまして、このような意味で会議録というのは議会制民主主義にとりまして大変重要な役割を担っている、だからこそ院に永久に保存されるものと定められていると認識しております。

○吉川沙織君　今、衆議院事務総長、参議院事務総長から、それぞれ会議録の重要性というものについて答弁をいただきました。

衆議院においては、平成五年三月五日の衆議院予算委員会第一分科会や、平成十八年三月の衆議院予算委員会第一分科会等で事務総長自身が、「国会の正式な記録というのは、会議録、委員会議録、本会議録でございます。」と答弁をされていましたが、参議院事務総長としては、会議録の重要性について答弁をいただいたのは今回が恐らく初めてではなかろうかと思います。

憲法第五十七条は会議録の頒布を定めていますが、これと同時に、議院の会議は公開が原則だとも書いてあります。会議公開の原則は議会制民主主義の大原則の一つであり、今、衆議院事務総長もおっしゃいましたとおり、国民への情報提供を重視して、憲法は特に会議録を国民に公表することを衆議院及び参議院に義務付けている、こういうことが明確に言えると思います。

参議院事務総長は、今の答弁で、将来にわたって参照され続けるのが会議録であるとお述べになりました。また、かつての衆議院事務総長の答弁で、委員会の会議録、衆議院では委員会議録と称しておりますが、これらは国会の正式な記録であるとも答弁が既になされているところです。

この会議録で、こうやって静かな状況でしたら全て文字をきれいに取っていただくことはできると思いますが、例えば議場が騒然となったり大きな声がいろんな議員からなされているとき、つまり聴取不能となった場合、この箇所を例えば議長や委員長の権限で補足掲載することがあるかも分かりません。音として聞こえていないものを補足掲載するということは本来あってはならない、原則の例外中の例外だと思いますが、参議院委員会先例録三〇二では、「速記不能の箇所について会議録に補足掲載した例」として過去例が挙げられています。例として存在する以上、総件数について、参議院と衆議院それぞれで把握していると思いますが、その総件数について参議院と衆議院に伺います。

○事務総長（中村剛君）　お答えいたします。

速記不能の箇所を会議録に補足掲載した例ですけれども、遡って参議院は二十六例ございます。

○衆議院事務総長（向大野新治君）　平成十五年版の衆議院委員会先例集、この柱の二七八の備考の二に、「委員会の議事に関する速記不能の箇所を、衆議院公報所載の委員会議事経過を転載して補ったことがある。」ということが記載されているんですが、ここにあるのが六例でございます。ただ、これが全部かどうかというのはちょっと確認はできないですが、そこには六例載っているということでございます。

○吉川沙織君　今、参議院において、聞き取れずに、どうしても聞き取れずに補った例は二十六例あり、衆議院では、全てではないかもしれないがと前提付きの答弁でございましたが、六例ということでございました。二十例、衆議院と参議院で補足掲載した、しなかったの差がここから如実に分かります。

では、二十六例と六例あるとするならば、最近の例について少し見てみたいと思いますが、その前に、今、衆議院事務総長は答弁の中で、衆議院委員会先例集の例を引かれました。

この速記不能の箇所について補足掲載するにしても、衆議院と参議院の場合で方法は異なっています。参議院においては、衆議院より、より直接的に議長なり委員長なりの会議録作成権限を表面に出して、権限に基づく議事経過の補足掲載を参議院の方が単刀直入に行っているということもあって、件数が多いということは一つの側面として言えると思います。

ここで確認させてください。速記不能の箇所を補足掲載した例において、一番最も近い例、参議院と衆議院、それぞれ伺います。

○事務総長（中村剛君）　お答えいたします。

直近の例でございますけれども、昨年の通常国会、九月十七日の平和安全特の例が直近の例です。

○衆議院事務総長（向大野新治君）　衆議院の場合、現在確認できる直近の事例は、第六十一回国会、昭和四十四年七月二十四日の文教委員会の事例でございます。

○吉川沙織君　今、参議院で直近の補足掲載の例は昨年の第百八十九回国会平和安全特の例、衆議院は第六十一回国会、昭和四十四年七月二十四日の文教委員会の例。私、昭和五十一年の生まれでございますので、私が生まれる前の例が最後だということになりますが、ここで重ねて伺います。

会議録の補足掲載部分で速記を開始した例というのは過去にあるのかどうか、参議院に伺います。

○事務総長（中村剛君）　御質問は、会議録の末尾に「速記を開始」という文言を入れた例があるかということでありますけれども、それは昨年の平和安全特の例が一例でございます。

○吉川沙織君　昨年の平和安全特一例のみということでございますが、そもそも速記不能となる前に速記を中止した例が前の二十五例はなかったということだと思います。

それでは、引き続き参議院事務総長に伺いますが、会議録の末尾の補足掲載部分で附帯決議を行ったとした例があるのか否か、伺います。

○事務総長（中村剛君）　お答えいたします。

その「附帯決議を行った。」という文言が会議録の末尾に掲載されている例という意味だと思いますけれども、それは先ほどと同様ですが、昨年の九月十七日の平和安全特の一例でございます。

○吉川沙織君　補足掲載、末尾のところで速記を開始した例も去年の平和安全特一例、それから「附帯決議を行った。」と補足掲載の部分で書いたのも一例ということでございますが、その理由について伺います。

○事務総長（中村剛君）　先ほど、会議録末尾に議事経過を掲載したのが全部で二十六例あると申しました。その昨年の九月十七日の例を除くあとの二十五例については、附帯決議を議題としておりませんので、書いていないということであろうと思います。

○吉川沙織君　会議録に、しっかりと音が聞き取れない状態で、でも議事経過を載せざるを得ない。つまり、議長や委員長がその権限を全面的に押し出して議事経過を補足掲載するということを意味する。議場が騒然としていたり、議員がいろんな発言をしていたりして聴取不能だったりするため、そもそも附帯決議はそのような環境で本来行われるようなものではない、だからこそこれまでに一例もなかったんだと思います。

昨年の平和安全特別委員会では、会議録の補足掲載部分において、「なお、両案について附帯決議を行った。」とされていますが、提出者がここからは読み取れません。提出会派もここからは読み取ることができません。このような例は過去にあるのかどうか、伺います。

○事務総長（中村剛君）　提出者の氏名と会派が明らかでないということでありますけれども、これについては昨年の九月十七日の平和安全特の例が一例あるだけでございます。

以上です。

○吉川沙織君　附帯決議は、私も会派を代表して

提出をし、読み上げたことがございますが、提出をする際に賛同する会派名を名のり、それからその附帯決議を提出する議員自身がそれを読み上げて、しっかりと会議録に残ります。しかし、昨年の平和安全特委では、補足掲載の部分で、「なお、両案について附帯決議を行った。」とされているだけで、提出者も分からなければ提出会派もどこをどう読んでも分かりません。

更に言えば、附帯決議を行ったとされているんですが、当日のこの委員会の会議録からは附帯決議の内容は読み取ることができません。このような例は過去にあるんでしょうか。

○事務総長（中村剛君）　お答えいたします。

附帯決議の内容は、附帯決議の提出者が委員会でその内容を読み上げますので、会議録を読めば分かる形になります。昨年の九月十七日の会議においてはそれができていないということだと思います。

○吉川沙織君　昨年の九月十七日、平和安全特委の会議録の補足掲載部分では、先ほどから申し上げておりますとおり、「なお、両案について附帯決議を行った。」としているにもかかわらず、提出者も提出会派も明らかでない上、当日の委員会会議録からは附帯決議の内容も読み取ることができないということが改めて明らかになりました。

しかしながら、先例のない、前例のない形で、こういう形で附帯決議を行ったと補足掲載したのであれば、どこかでそれが読めなければならないと思います。読める場所を教えてください。

○事務総長（中村剛君）　お答えいたします。

九月十七日の例に即して言えば、九月十七日に鴻池委員長から山崎議長に提出されました審査報告書の末尾に附帯決議は添付されているはずでございます。それから、この当該議案が本会議にかかりました九月十九日の本会議会議録の末尾にその審査報告書全体が掲載されていると思いますので、そこを読めば分かるということでございます。

以上です。

○吉川沙織君　委員長から議長に提出される審査報告書の中に掲載をされ、さらに参議院会議録、これを全て読めば分かるということでございました。

ここにいらっしゃる議員の皆さんもこの官報号外、参議院会議録、先ほど申し上げましたとおり、議案類印刷費から支出をされて印刷され、配付されているものですから、必ず各議員の事務所に届いているものだと思います。ただ、全ての配付物に目を通すかといえば、そうではないと思いますし、この参議院会議録見れば、その附帯決議は、審査報告書が小さい字で最後に書かれているだけで、四十ページ中、三十ページまでめくってやっと読み取ることができるような状況でございます。これは、この会議録を見てここの末尾に審査報告書が載っているということを知っていなければ、たどり着くことはできないものと考えられます。

実際、ここにいらっしゃる議員のどれほどの方が、委員長が議長に提出する審査報告書が毎回付いていて、参議院会議録の末尾に小さく掲載されているということを、そしてそこに附帯決議の内容が書かれているということを、どれほどの方が御存じなのかという思いに駆られています。

更に申し上げるならば、審査報告書の中で附帯決議を辛うじて読むことはできますが、これを読んだとしても、やっぱり提出者や提出会派はここから読み取ることはできません。後世に参照され続ける記録としては不十分であると指摘せざるを得ない側面がどうしてもあると思います。

そこで、また違う観点から指摘をしたいと思います。

昭和五十五年七月二十五日、第九十二回国会で、当時の議長は、参議院改革協議会において、「「開かれた参議院」として国民が審議内容等を容易に知り得るよう改善に努めたい」などとする提言を行いました。

さらに、昭和五十六年七月三日、第九十四回国会閉会後、参議院改革協議会小委員会は、この提言を踏まえ、「「国民に開かれた国会」という指針の下に」、「会議録の配付、閲覧等による情報の

提供拡大」等の広報拡充計画要綱を決定しています。

さらに、続いて、昭和六十年十一月二十日、議長への答申で、国会会議録検索システムの構築について関係機関と共同して検討を開始し、平成四年には、衆議院、国立国会図書館と会議録フルテキスト・データベース検討会の設置に至り、現在の国会会議録検索システムが存在しています。

今取り上げました去年の九月十七日の平和安全特委の附帯決議については、九月十七日当日の委員会会議録からは読めないことがこれまでの質疑の中で明らかになっているところでありますが、国会会議録検索システムではこれは検索に引っかかるんでしょうか、国立国会図書館に伺います。

○国立国会図書館長（羽入佐和子君）　お答えさせていただきます。

当該の附帯決議につきましては、本会議の会議録に審査報告書の一部として掲載されていますが、検索の対象とはなっておりませんので、検索することはできません。

○吉川沙織君　確かに、私も一生懸命検索して、この附帯決議どこで読めるんだろう、どんな内容なんだろうと思って何回も検索をしました。ようやくこの官報号外、参議院会議録で読み取ることが四十ページ中の三十ページ目でできましたけれども、検索には引っかかりません。

強いて言えば、九月十九日参議院会議録、つまり、この日の本会議の会議録を指定した上で、国会会議録検索システムの画像を選択というところがあります。これ、ＰＤＦかＴＩＦＦ形式を選ぶことになっているんですが、ＰＤＦかＴＩＦＦ形式を選択し、画像を表示させた上で、四十ページある中の三十ページまでスクロールさせてやっと見付けることができるような状態です。しかも、ＰＤＦは透明テキスト付きＰＤＦではないため、そこに掲載が絶対されているということを知らなければ、見付けることはほぼ不可能であると言わざるを得ません。

では、なぜ国会会議録検索システムで昨年九月十七日の平和安全特委の附帯決議が検索できないのか、その理由について教えていただければと思います。

○国立国会図書館長（羽入佐和子君）　御指摘のとおりでございまして、当該の附帯決議につきましては、記録された発言内容としては議事録に含まれておりません。そのために検索の対象になっていません。

と申しますのは、国会会議録検索システムにおける検索対象というのは、本会議及び各委員会において記録された発言内容、また日付、出席者、案件などであるためです。

以上でございます。

○吉川沙織君　つまり、国会会議録検索システム、これは私たちの先人である議会の先輩が、開かれた参議院、開かれた国会、情報公開を国民の皆様に広く行う、こういう趣旨で、すごい年月を掛けてつくってきたものです。平成十一年から一部運用開始、平成十三年四月から衆参の本会議と全委員会の会議録情報に拡大されて、しっかりと今は国会図書館がそれを運用していただいていますが、国民の皆様にとって最も身近な会議録の情報検索ツールは、もう今や国会会議録検索システムであると言えると思っています。

例えば、今申し上げたとおり、それまで国会会議録検索システムはテキストで検索して、そのときに画像を見たければＴＩＦＦ形式しか選択できませんでした。平成二十六年十二月二十二日にはＰＤＦにもこれが拡充されて、より国民の皆様にとって議会の情報が行き渡るような形になりました。

でも、去年の九月十七日の補足掲載されて、行ったとされる附帯決議については、それすら読むことができません。これは、議会の先人が一生懸命つくってきた開かれた国会という趣旨にもとるものではないかと思っています。

そこで、今まで補足掲載された例と、それに伴うこれまであり得なかった例について、特に参議院事務総長についてそれを伺ってまいりました。

速記を補足掲載の中で起こしてしまったり、附帯決議を行ったとしたり、その内容が読めなかったとしたりという例を概観してまいりましたが、逆に速記不能の箇所があっても補足掲載しなかった例というのもあると思いますが、その総件数について、参議院に伺います。

○事務総長（中村剛君）　お答えいたします。

速記不能の箇所があっても会議録に補足掲載をしなかった例、これは過去遡って二十四件ございます。

○吉川沙織君　補足掲載しなかった例は二十四件。恐らく様々なキーワードがあると思います。議場騒然であったり、聴取不能であったり、発言する者であったり、そういうことがあると思いますが、恐らく今のは何らかの前提条件を置いて二十四件と出しているはずなんですが、その検索用語は何かございますか。

○事務総長（中村剛君）　御質問の答えになっているかどうかちょっと分かりませんけれども、聴取不能であって補足掲載していない例、補足掲載するかしないかは先生方の御判断でありますけれども、例えば、議場騒然であってもところどころ速記が聞き取れる部分があるとか、そういう部分に関しては補足掲載をしていないという例が多いなと思っております。

○吉川沙織君　今、参議院事務総長は二十四件とだけおっしゃったんですが、これは検索する際に、私も自分でいろいろ検索してみました。キーワードで出てくる件数が違うものですから、恐らく何らかの前提条件、例えば、今回は聴取不能と記載があった会議録で検索したら二十四件程度だと思うので、それを確認したいという趣旨で質問を申し上げたので、それはそういうことでよろしいですね。

○事務総長（中村剛君）　会議録の中には、聴取が不能で「……」と書かれているだけのもあります。それを検索で見付け出そうとしても、なかなかできるものではありません。実は、二十四件と申し上げたのは、私どもの職員が悉皆調査をして、補足掲載されていない、それでなおかつちょっと聴取不能であった部分について、一つ一つ確かめたその数字でございます。

○吉川沙織君　会議録に補足掲載しなかった例を引く際に、聴取不能と記載があった会議録を対象に今回調べたということでよろしいかと思いますが、ここで、会議録における聴取不能とは一体何なのでしょうか。

例えば、昨年九月十七日の平和安全特委の補足掲載される前段のところを見ますと、「（発言する者多く、議場騒然、聴取不能）」、これで「〔委員長退席〕」となっています。

委員会室では何にも聞こえなかったということを意味しているものと思いますが、会議録における議場騒然や聴取不能とは何を指すのかについて、参議院に伺います。

○事務総長（中村剛君）　会議録には、そもそも、会議の状況を明らかにするために、例えば「発言する者あり」とか、「賛成者起立」とか、あるいは「速記中止」とか、最小限の状況を補足的に書き込んでおります。

「議場騒然」というのは議場の状況を明らかにする文言の一つだと思いますけれども、議場が騒然としたため正規な発言を聴取することが困難な状況を示すものと思っております。また、「聴取不能」とは会議における発言が聴取できない状況を示すものでございます。全ての発言が聴取不能の場合は、この二つを組み合わせて、「議場騒然、聴取不能」と書く例でございます。

以上です。

○吉川沙織君　何も聞こえない状況、つまり、「議場騒然、聴取不能」と組み合わされれば全く何にも聞こえないということだと思いますが、後世に参照され続ける記録として、補足掲載の範囲、もちろん議長や委員長の権限を前面に押し出して、それを妨げるものはありませんが、ただ、この範囲というものは限度があってしかるべき、議論があってしかるべきものではないかと思います。

ここで衆議院に伺います。先ほどの答弁によれ

ば、衆議院における補足掲載の直近の例は昭和四十四年七月二十四日の文教委員会まで遡ります。つまり、衆議院においては、昭和四十四年以降、会議録の補足掲載を行っていないということにも読めますが、なぜ衆議院は会議録の補足掲載、やめたんでしょうか。

○衆議院事務総長（向大野新治君）　お答えさせていただきます。

この理由につきまして確定的なことはちょっと申し上げられないんですが、この文教委員会の二年後に、六十七回国会、これは昭和四十六年十一月十七日なんですが、沖縄返還協定特別委員会でやはり同じように速記不能の箇所がありまして、これを、公報の委員会経過を転載するかどうかということでやっぱり議論になりまして、最終的にはもうそれは載せないという形になりまして、恐らくこれが一つの先例になったんじゃないかと思います。

○吉川沙織君　聞き取れない以上はそれは補足掲載をしない、どっちにしても委員長の権限で審査報告書が出れば本会議に上がっていくわけですので、後世に参照され続ける記録を正確に残すのであれば、そういうことも一考に値するのではないかと思います。

また、今まで補足掲載をした例、しなかった例について聞いてまいりましたが、昨年の会議録に係る件でもう一点、確認をさせていただければと思います。

参議院委員会先例録二八〇、「派遣委員は、調査の結果について報告する」とありますが、地方公聴会のための委員派遣を行った場合において、派遣委員の報告が行われないまま議案の採決が行われた例について、参議院に伺います。

○事務総長（中村剛君）　今御指摘の例でございますけれども、昨年の九月十七日の例が一例です。

以上です。

○吉川沙織君　衆議院委員会先例集二一六、「派遣委員が、調査報告を行う。」、これは衆議院の先例集に書かれています。実際、衆議院平和安全特別委員会では、平成二十七年七月六日に二班に分かれて委員派遣が埼玉と沖縄に行われて、七月八日に委員派遣の報告聴取が行われています。

我が参議院においては、昭和六十年五月、議院運営委員会理事会において「議員派遣の問題に関する議院運営委員会報告書」をまとめ、その中で委員派遣の改善を決定しています。「各委員会は、委員派遣の結果について、委員会において口頭報告を行い、さらに、政府に対し質疑を行い、参考人等から意見を聴取するなど、委員派遣の成果を国政に反映させ、立法その他に資する。」としたにもかかわらず、昨年は、残念ながら委員派遣の報告が行われないまま議案の採決が行われてしまった初めての例となってしまったわけであります。

先ほどの答弁において、会議録の補足掲載で附帯決議を行ったと書いた例は昨年九月の平和安全特委一例のみということが明らかになったところです。参議院委員会先例録一七〇、「委員会において決議を行ったときは、所管の国務大臣等が所信を述べるのを例とする」とありますが、附帯決議を行ったと補足掲載した昨年九月の平和安全特委では、どのように映像を確認しても、附帯決議が行われたとされたとする後の映像を見ても、大臣が立ち上がって何かしゃべっているような絵はどうやっても確認できませんでした。

例えば、事実の事例で結構ですが、過去、附帯決議が行われた後で国務大臣が所信を述べなかった例というのがあれば教えてください。

○事務総長（中村剛君）　過去に遡って調べましたが、第五十八回国会と第六十八回国会、この二例しか見付かりませんでした。

以上です。

○吉川沙織君　基本的に、附帯決議が行われれば、所管の大臣が、決まり切った文言ですけれども、一応決意を述べるということになっています。

また、我がハウスにおいて、今年に入ってから参議院本会議で北朝鮮に対する抗議決議を二回、全会一致で行いました。決議案可決した後、ここにいらっしゃる議員の皆さん御記憶あると思いま

す、総理が所信を述べています。これは参議院先例録三六二に、「議院の会議において決議案が可決されたときは、国務大臣が所信を表明するのを例とする」、この先例に倣って、総理が抗議決議が全会一致で可決された後、所信を述べているわけでありますので、昨年九月の平和安全特委ではその所信が述べられていないという蓋然性が高い以上、このような例は繰り返されるべきではないと思います。

立法府に身を置く議会人は、議会の先人の知恵で積み上げられてきた法規、先例を大事に議会運営に携わるべきであると考えます。もちろん、法規と違って、先例は時代によって変わっていく側面もあるでしょうし、墨守するものでもないと思います。しかし、先例は法的拘束力はないものの、これまでの議事運営の積み重ねであり、議会の先人の知恵の結果であり、十分尊重すべきものであると思っています。

最近は、どちらかといえば政略的配慮を優先し、先例をないがしろにする傾向があるのではないかと思っています。民主主義だから過半数を得れば何でもできるとしてしまう新自由主義的発想での議会運営は、その都度態度を決めればいいとするルールなき議会運営につながるおそれもはらんでいると思っています。

今回答弁をいただいた中で、去年の九月の例が一例のみであるという、こういう例が残念ながら多うございました。またいずれ、参議院委員会先例録や参議院先例録が編集されるときが来ると思います。恐らく、このような例は先例録に載せるべきものではないと思いますが、議会の歴史の中で前例として残ってしまうと思います。このような例は繰り返すべきではないという思いを申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。